

○法務省令第四十五号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。</p>	<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。</p>

「イ」へ 略

ト 法第二十二條の六第一項の規定により永住

者の在留資格以外の在留資格への変更を許可

した場合は

チ 略

ク イからヌまでに準ずる場合として法務大臣

(法第六十九條の二第一項の規定により法第

五條の二に規定する権限の委任を受けた出入

国在留管理庁長官及び法第六十九條の二第二

項の規定により、出入国在留管理庁長官に委

任された当該権限の委任を受けた地方出入国

在留管理局長を含む。次号において同じ。)

が認める場合

「イ」へ 同上

「号の細分を加える。」

ト 同上

ク イからヌまでに準ずる場合として法務大臣

(法第六十九條の二第一項の規定により法第

五條の二に規定する権限の委任を受けた出入

国在留管理庁長官及び法第六十九條の二第二

項の規定により、出入国在留管理庁長官に委

任された当該権限の委任を受けた地方出入国

在留管理局長を含む。次号において同じ。)

が認める場合

二 「略」

2 「略」

(資格外活動の許可)

第十九条 「略」

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする

二 「同上」

2 「同上」

(資格外活動の許可)

第十九条 「同上」

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする

る。

一 次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

「イ〜ハ 略」

二 監理支援機関（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第二条第十一号に規定する監理支援機関をいう。）又は監理支援事業

る。

一 次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

「イ〜ハ 同上」

二 外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」と

(育成就労法第二十三条第一項に規定する監

理支援事業をいう。)を行おうとする団体

ホ 「略」

「二〇六 略」

「4〇6 略」

(在留カードの記載事項等)

第十九条の六 「略」

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・

地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する

中長期在留者については、次の各号に掲げる区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を

記載するものとする。

いう。) 第二条第十項に規定する監理団体を

いう。) 、又は行おうとする団体

ホ 「同上」

「二〇六 同上」

「4〇6 同上」

(在留カードの記載事項等)

第十九条の六 「同上」

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・

地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する

中長期在留者については、次の各号に掲げる区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を

記載するものとする。

「二〇四 略」

五 中長期在留者であつて、前号に掲げる規定又は法第二十二條の六第二項第一号の規定により新たな在留カードの交付を受けるもの 当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

「六〇八 略」

「三〇一〇 略」

(登録の申請)

第十九條の十九 法第十九條の二十四第一項の規定による登録の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して

「二〇四 同上」

五 中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により新たな在留カードの交付を受けるもの 当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

「六〇八 同上」

「三〇一〇 同上」

(登録の申請)

第十九條の十九 法第十九條の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない

行わなければならない。この場合において、法第十九条の二十三第二項の登録の更新の申請にあつては、当該登録の期間が満了する日の四月前までに行わなければならない。

2 「略」

3 法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

「一〇三 略」

四 支援責任者（第十九条の二十一第二号に規定

ない。

2 「同上」

3 法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

「一〇三 同上」

四 適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関

する支援責任者をいう。)の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五 支援担当者(第十九条の二十一第三号に規定する支援担当者をいう。)の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六 「略」

(支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者)

第十九条の二十一 法第十九条の二十六第一項第十
四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれ

する責任者(以下「支援責任者」という。)の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五 適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者(以下「支援担当者」という。)
の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六 「同上」

(支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者)

第十九条の二十一 法第十九条の二十六第一項第十
四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれ

かに該当する者とする。

一 「略」

二 登録支援機関になろうとする者において、常勤の役員又は職員の中から、支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援責任者（適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者であつて、過去三年以内に適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者に対する講習として法務大臣が告示で定めるものを修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているものをいう。以下同じ。）が選任されていない者

Ⅱ 次号に規定する支援担当者その他の支援業

かに該当する者とする。

一 「同上」

二 登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者

「号の細分を加える。」

務に關与する職員の管理に關すること。

ロ 支援業務に係る支援の実施状況の確認に關すること。

ハ 法令の規定により特定技能所属機関が履行しなければならぬ又は履行すべき出入国在留管理庁長官に対する届出、報告その他の手続に關すること。

ニ 国又は地方公共団体の機関であつて特定技能の在留資格に係る制度に關する事務を所掌するものその他関係機関との連絡調整に關すること。

ホ その他支援業務に係る支援に必要な一切の事項に關すること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

三 登録支援機関になろうとする者において、常

勤の役員又は職員の中から、支援業務を行う事務所ごとに、一名以上であり、かつ、イに掲げる数又はロに掲げる数のいずれか多い数を超える支援担当者（委託を受けた適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援業務を担当する者をいう。以下同じ。）（支援責任者が兼ねることができない。）が選任されていない者

イ 当該支援業務に係る支援の対象となる特定技能外国人の数を五十で除して得た数

ロ 当該支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の数を十で除して得た数

「号を加える。」

四 次のいずれにも該当しない者

イ 登録支援機関になろうとする者が、次のいずれにも該当する者であること。

(1) 過去五年間に一年以上法別表第一の一の

表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留す

三 次のいずれにも該当しない者

イ 登録支援機関になろうとする者が、過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること
「加える。」

る中長期在留者の受入れ又は管理を行つた
ことがあり、かつ、当該受入れ又は管理を
適正に行つた実績がある者

(2) 過去五年間に法別表第一の一の表、二の
表及び五の表の上欄の在留資格以外の在留
資格をもつて在留する中長期在留者の受入
れ又は管理を行つたことがある者である場
合には、当該受入れ又は管理を適正に行つ
た者

ロ 登録支援機関になろうとする者が、過去二
年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留
する外国人に関する各種の相談業務に従事し
た経験を有する者であること。

「加える。」

ロ 登録支援機関になろうとする者が、過去二
年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留
する外国人に関する各種の相談業務に従事し
た経験を有する者であること

ハ 登録支援機関になろうとする者において選
任された支援責任者及び支援担当者が、過去
五年間に二年以上法別表第一の一の表、二の
表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留
する中長期在留者の生活相談業務に従事した
一定の経験を有する者であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、登録支
援機関になろうとする者が、これらの者と同
程度に支援業務を適正に実施することができ
る者として出入国在留管理庁長官が認めるも
のであること。

五・六 「略」

七 支援責任者又は支援担当者が次のいずれかに

ハ 登録支援機関になろうとする者において選
任された支援責任者及び支援担当者が、過去
五年間に二年以上法別表第一の一の表、二の
表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留
する中長期在留者の生活相談業務に従事した
一定の経験を有する者であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、登録支
援機関になろうとする者が、これらの者と同
程度に支援業務を適正に実施することができ
る者として出入国在留管理庁長官が認めるも
のであること。

四・五 「同上」

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（

該当する者

イ 「略」

ロ 支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の役員、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者

ハ 過去五年間に支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の役員又は職員であつた者

支援担当者にあつてはイに限る。に該当する者

イ 「同上」

ロ 特定技能所属機関の役員、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

ハ 過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

八・九 「略」

十 支援責任者及び支援担当者以外の者が支援業務に係る支援を行わないこととしていない者

七・八 「同上」

「号を加える。」

十一 特定技能所属機関から委託を受けた支援業務を他の者に再委託しないこととしていない者

「号を加える。」

十二 支援業務に係る支援の実績並びに当該支援業務に要する費用の額及びその内訳をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することとしていない者

「号を加える。」

(在留資格の変更)

第二十条 「略」

(在留資格の変更)

第二十条 「同上」

「2」7 「略」

「2」7 「同上」

8 法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9 「略」

(在留期間の更新)

第二十一条 「略」

「2～5 略」

6 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(在留資格の取得)

第二十四条 「略」

8 法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9 「同上」

(在留期間の更新)

第二十一条 「同上」

「2～5 同上」

6 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(在留資格の取得)

第二十四条 「同上」

「2～6 略」

7 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十條第四項第三号に規定する在留資格證明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（職権による在留資格の変更）

第二十五條の十五 法第二十二條の六第二項第二号イ及びロに規定する旅券又は在留資格證明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証明印によつて行うものとする。

2 法第二十二條の六第一項の規定により永住者の

「2～6 同上」

7 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十條第四項に規定する在留資格證明書の様式は、別記第三十二号様式による。

「条を加える。」

在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合
において、高度専門職の在留資格（法別表第一の
二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハま
でに係るものに限る。）への変更を許可するとき
は法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載し
た別記第三十一号の三様式による指定書を交付し
、特定技能の在留資格への変更を許可するときは
法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産
業分野を記載した別記第三十一号の四様式による
指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を
許可するときは法務大臣が個々の外国人について
特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式
による指定書を交付するものとする。

3 法第二十二條の六第二項第二号ロに規定する在留資格證明書の様式は、別記第三十二号様式による。

4 法第二十二條の六第一項の規定により永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合において、同条第二項の規定により出入国在留管理庁長官が入国審査官に同項各号に定める措置をとらせるときは、併せて別記第三十七号の十八様式による在留資格変更通知書を交付させるものとする。

(仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得)

第五十六條の三 「略」

(仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得)

第五十六條の三 「同上」

〔2・3 略〕

4 法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(権限の委任)

第六十一条の二 法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔一〇十 略〕

〔2・3 同上〕

4 法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(権限の委任)

第六十一条の二 法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔一〇十 同上〕

十一 法第二十二條の六に規定する権限

十二～二十四 〔略〕

2 〔略〕

(電子情報処理組織による申請等)

第六十一條の三 〔略〕

〔2～4 略〕

5 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

〔号を加える。〕

十一～二十三 〔同上〕

2 〔同上〕

(電子情報処理組織による申請等)

第六十一條の三 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 受入れ機関等（監理型育成就労実施者（育成就労法第二条第九号に規定する監理型育成就労実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。

〔イ・ロ 略〕

四 〔略〕

〔6～9 略〕

別表第二（第三条関係）

三 受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。

〔イ・ロ 同上〕

四 〔同上〕

〔6～9 同上〕

別表第二（第三条関係）

企業内 転勤	一 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、五年、三年、一年又は三月 二 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外	「略」	在留資格
			在留期間

企業内 転勤	五年、三年、一年又は三月	「同上」	在留資格
			在留期間

<p>育成就</p>	<p>〔略〕</p>	<p>国人について指定する期間</p>
<p>労働</p> <p>二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>		

<p>技能実習</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p> <p>二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに掲げる活動を行う者にあつては、二年を超</p>		

[略]	

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十条の四、第二十四条関係）

[略]	在留 資格
	活動
	資料

[同上]	
	えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十条の四、第二十四条関係）

[同上]	在留 資格
	活動
	資料

人が企業内転勤の在留資格（法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄の第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書

二 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を

邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書

四 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料

五 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

六 卒業証明書及び経歴を証する文書

七 年間の収入に関する文書

八 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状

明らかにする資料

ホ 活動の内容、期間、地

位及び報酬を証する文書

へ 卒業証明書及び経歴を

証する文書

ト 年間の収入に関する文

書

チ 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険の加

入状況及び社会保険料の

納付状況に関する文書

ニ 法別表第一の二の表の企

業内転勤の項の下欄第二号

況及び社会保険料の納付状

況に関する文書

略	
	従事していた本邦の事業 所を含む。) における職 務内容及び勤務期間を証 する文書

同上	

就労 第一の 二の表	育成 法別表	動 げる活 欄に掲 項の下 技能の 技能の の特定 二の表 技能 第一の	特定 法別表
を 受けた 育成就 労計画 に係	一 育成就 労法第 十一条 第一	に 掲げる 資料	一 「略」

実習 第一の 二の表	技能 法別表	動 げる活 欄に掲 項の下 技能の 技能の の特定 二の表 技能 第一の	特定 法別表
に 掲げる 活動を 行おう とす	一 法別表 第一の 二の表 の技 能実習 の項の 下欄第 一号イ	ら りまで に掲げ る資料	一 「同上」

の育成	就労の	項の下	欄に掲	げる活	動
る育成就労計画認定通知書	及び当該育成就労認定の申	請書の写し	二 年間の収入に関する文書	三 課税及び納税に関する文	書並びに社会保険の加入状
					況及び社会保険料の納付状 況に関する文書

の技能	実習の	項の下	欄に掲	げる活	動
る場合	イ 技能実習法第八条第一	項の認定（技能実習法第	十一条第一項の規定によ	る変更の認定があつたと	きは、その変更後のもの
					。以下同じ。）を受けた 技能実習計画（技能実習 法第二条第二項第一号に 規定する第一号企業単独 型技能実習に係るものに 限る。）に係る技能実習 計画認定通知書及び認定

習計画（技能実習法第二
条第四項第一号に規定す
る第一号団体監理型技能
実習に係るものに限る。
）に係る技能実習計画認
定通知書及び認定の申請
書の写し
ロ 前号ロ及びハに掲げる
資料
三 法別表第一の二の表の技
能実習の項の下欄第二号イ
に掲げる活動を行おうとす
る場合

イ 技能実習法第八条第一

項の認定を受けた技能実

習計画（技能実習法第二

条第二項第二号に規定す

る第二号企業単独型技能

実習に係るものに限る。

）に係る技能実習計画認

定通知書及び認定の申請

書の写し

ロ 第一号ロ及びハに掲げ

る資料

四 法別表第一の二の表の技

能実習の項の下欄第二号ロ

に掲げる活動を行おうとする場合

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

ロ 第一号ロ及びハに掲げる資料

五 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに掲げる活動を行おうとする場合

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

ロ 第一号ロ及びハに掲げる資料

六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認

在留 活動	別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）	[略]	
資料			

在留 活動	別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）	[同上]	
資料			定通知書及び認定の申請書の写し ロ 第一号ロ及びハに掲げる資料

<p>の育成</p> <p>二の表</p> <p>第一の</p> <p>法別表</p>	<p>〔略〕</p>	<p>う。 が本邦 におい て行お うとす る活動</p>
<p>一 認定育成就労計画に基づいて行</p> <p>わせようとする育成就労が育成就</p> <p>労法第二条第二号に規定する単独</p> <p>型育成就労である場合 同条第八</p>		

<p>の技能</p> <p>二の表</p> <p>第一の</p> <p>法別表</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>う。 が本邦 におい て行お うとす る活動</p>
<p>一 法別表第一の二の表の技能実習</p> <p>の項の下欄第一号イ、第二号イ又</p> <p>は第三号イに掲げる活動を行おう</p> <p>とする場合 企業単独型実習実施</p>		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「略」	就労の	号に規定する単独型育成就労実施
		項の下	者の職員
		欄に掲	二 認定育成就労計画に基づいて行
		げる活	わせようとする育成就労が育成就
		動（育	労法第二条第三号に規定する監理
		成就労	型育成就労である場合 同条第九
		）	号に規定する監理支援機関の職員
	「同上」	実習の	者の職員
		項の下	
		欄に掲	二 法別表第一の二の表の技能実習
		げる活	の項の下欄第一号ロ、第二号ロ又
		動（技	は第三号ロに掲げる活動を行おう
		能実習	とする場合 監理団体の職員
		）	

在留資格認定証明書交付申請書

法務大臣 殿

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。

写真

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____

4 性別 男・女 5 出生地 _____ 6 配偶者の有無 有・無

7 職業 _____ 8 本国における居住地 _____

9 日本における連絡先 _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

10 旅券 (1) 番号 _____ (2) 有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

11 入国目的 (次のいずれか該当するものを選んでください。)
 I「教授」 J「教育」 K「芸術」 L「文化活動」 M「宗教」 N「報道」
 O「研究(転勤)」 P「企業内転勤(1号)」 Q「企業内転勤(2号)」 R「経営・管理」 S「研究」
 T「技術・人文知識・国際業務」 U「介護」 V「技能」 W「特定活動(研究活動等)」
 X「特定活動(本邦大学卒業生)」
 Y「特定技能(1号)」 Z「特定技能(2号)」 AA「育成就労」
 AB「興行」 AC「留学」 AD「研修」 AE「家族滞在」
 AF「特定活動(研究活動等家族)」 AG「特定活動(EPA家族)」 AH「特定活動(本邦大卒者家族)」
 AI「日本人の配偶者等」 AJ「永住者の配偶者等」 AK「定住者」
 AL「高度専門職(1号イ)」 AM「高度専門職(1号ロ)」 AN「高度専門職(1号ハ)」 AO「その他」

12 入国予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 13 上陸予定港 _____

14 滞在予定期間 _____ 15 同伴者の有無 有・無

16 査証申請予定地 _____

17 過去の出入国歴 有・無
(上記で『有』を選択した場合)
回数 _____ 回 直近の出入国歴 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日

18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴 有・無
(上記で『有』を選択した場合) 回数 _____ 回 (うち不交付となった回数) _____ 回

19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。) _____
有 (具体的内容 _____) ・ 無

20 退去強制又は出国命令による出国の有無 有・無
(上記で『有』を選択した場合) 回数 _____ 回 直近の送還歴 _____ 年 _____ 月 _____ 日

21 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者
有 (『有』の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) ・ 無

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居予定の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

別記第六号の三様式申請人等作成用1を次のように改める。

(表)

備考

申請人等作成用2から4、所属機関等作成用1から4は、入国目的に応じて、次の様式を使用してください。

	入国目的	例	使用する申請書										
			申請人等作成用				所属機関等作成用等						
			1	2	3	4	1	2	3	4			
1	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授											
	大学等における研究の指導又は教育等		○	I	-	-	I	-	-	-	-	-	
	中学校、高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師											
2	収入を伴う芸術上の活動	作曲家、楽童童	○	J	J	-	J	-	-	-	-	-	
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	茶道、柔道を修得しようとする者											
3	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教、宣教師	○	K	-	-	K	-	-	-	-		
4	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン											
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者											
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員	○	L	-	-	L	-	-	-	-		
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること												
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して技能等を修得するため講習を受け、及び技能等に係る業務に従事すること	日系企業の海外事業所の従業員											
5	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長、取締役、部長	○	M	-	-	M	-	-	-	-		
	事業の経営又は管理												
6	高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(※)	政府関係機関、企業の研究者											
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動												
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(※)	機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者	○	N	-	-	N	N	-	-	-		
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること												
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士											
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師、スポーツ指導者											
	特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者											
7	特定の技術雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	-	V	V	V	V	-		
	特定の技術雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること												
8	育成就労	育成就労外国人	○	W	-	-	W	-	-	-	-		
9	旅行	歌手、モデル	○	O	O	O	-	-	-	-	-		
10	進学	留学生	○	P	P	-	P	P	-	-	-		
11	研修	実務研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	○	Q	-	-	Q	Q	Q	-	-		
	商用・就職を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の快受を受けること												
12	特定の研究活動等を行う者の快受を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-		
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の快受を受けること												
	本邦大学卒業者としての活動を行う者の快受を受けること												
13	日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	-	-	-	-	-			
14	上記以外の目的(1)	外交、公用、弁護士、公認会計士、医師、家事使用人、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、日系四世	○	U	U	U	U	U	U	-	-		
	上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	○	U	U	U	-	-	-	-	-		

(※)については、申請人が本邦において行うとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第六号の三様式申請人等作成用2 L (「高度専門職(1号口)」・「報道」・「研究(転勤)」)
 ・「企業内転勤」を次のように改める。

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号口)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」)

22 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____

24 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)
 親会社 子会社 本部・本店
 支部・支店 その他(_____)

25 申請時における企業内転勤2号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「企業内転勤2号」での入国を希望する場合に記入)
 _____ 月

26 職 歴 (外国におけるものを含む。)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

27 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

うに改める。

別記第六号の三様式申請人等作成用2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次のよ

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能所属機関	
(1)氏名又は名称	_____
(2)住所(所在地)	_____ 電話番号 _____
23 技能水準	
<input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明	
<input type="checkbox"/> 試験による証明	
合格した試験名	受験地
_____	<input type="checkbox"/> 日本国内
_____	<input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____)
_____	<input type="checkbox"/> 日本国内
_____	<input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____)
<input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明	

<input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了	
24 日本語能力	
<input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明	
<input type="checkbox"/> 試験による証明	
合格した試験名	受験地
_____	<input type="checkbox"/> 日本国内
_____	<input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____)
_____	<input type="checkbox"/> 日本国内
_____	<input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____)
<input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明	

<input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了	
25 良好に修了した技能実習2号(上記23, 24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)	
(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)	
職種	作業
_____	_____
良好に修了したことの証明	
<input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明	
<input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明	
(複数ある場合には(2)に記入)	
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)	
職種	作業
_____	_____
良好に修了したことの証明	
<input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明	
<input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明	
26 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)	
年	月
_____	_____

うに改める。

別記第六号の三様式申請人等作成用3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次のよ

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

27 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

28 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額(日本円に換算):約 _____ 円)・無

29 国籍又は住居を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無
 (当該手続が定められている場合に記入) 有・無

30 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無

31 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

32 職歴 (外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

33 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

習（3号）」を次のように改める。

別記第六号の三様式申請人等作成用2 Y（「技能実習（1号）」・「技能実習（2号）」・「技能実

申請人等作成用2 W（「育成就労」）

22 育成就労実施者（勤務先）											
(1)名称 _____											
(2)所在地 _____				電話番号 _____							
23 監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）											
(1)名称 _____											
(2)所在地 _____				電話番号 _____							
24 職 歴 （外国におけるものを含む）											
入社		退社		勤務先名称		入社		退社		勤務先名称	
年	月	年	月			年	月	年	月		
25 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人											
(1)氏 名 _____						(2)本人との関係 _____					
(3)住 所 _____											
電話番号 _____				携帯電話番号 _____							
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日 _____ 年 月 日											
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人（代理人）が自署すること。											
※ 取次者											
(1)氏 名 _____						(2)住 所 _____					
(3)所属機関等 _____				電話番号 _____							

別記第六号の三様式所属機関等作成用1 L (「高度専門職(1号口)」・「企業内転勤」) を次のように改める。

所属機関等作成用1 L(「高度専門職(1号口)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種 _____

主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名

(10)常勤の職員(外国にある事業所の常勤の職員及び「企業内転勤2号」の活動を行う者を除く。)の数 _____ 名 (11)「企業内転勤2号」の活動を行う者の数 _____ 名
 (「企業内転勤2号」での入国を希望する場合に記入) (「企業内転勤2号」での入国を希望する場合に記入)

4 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁済の性格を有するものを除く。
 _____ 円 (年額 月額)

5 職務上の地位(役職名) あり(_____) なし 6 派遣・就労予定期間 _____

7 職種 _____

主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」・「報道」又は「高度専門職」での入国を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8 活動内容詳細 _____

9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名称 _____ (2)所在地 _____

10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)

親会社 子会社 本部・本店 支部・支店 その他(_____)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用1 N（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」（本邦大学卒業者）」を次のように改める。

所属機関等作成用1 N（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」（本邦大学卒業者）」

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
 雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)
 [][][][][][][][][][][][][][][]
 (3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
 [][][][][][][][][][][][][][]
 (5)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) []
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
 (6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名
 うち外国人職員数 _____ 名 (このうち育成就労外国人) _____ 名

4 研究室(「高度専門職(1号イ)」,「研究」又は「特定活動」(特定研究等活動(告示36号))であって,研究室に所属する場合に記入)
 (1)研究室名 _____ (2)指導教員氏名 _____

5 就労予定期間
 定めなし 定めあり (期間 _____ 年 _____ 月)

6 雇用開始(入社)年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

7 給与・報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費介償の性格を有するものを除く。
 _____ 円 (年額 月額)

8 実務経験年数 _____ 年 9 職務上の地位(役職名)
 あり(_____) なし

10 職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) []
 「技術・人文知識・国際業務」,「高度専門職」又は「特定活動」での入国を希望する場合で,他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

11 活動内容詳細

ように改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次の

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
氏名又は名称 _____ 電話番号 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(4)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名

(9)代表者の氏名 _____

(10)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 _____ 有・無
労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 _____ 有・無
労働保険番号 _____ (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 _____ 有(内容: _____)・無

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 _____ 有(内容・理由: _____)・無

(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 _____ 有(内容: _____)・無

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消されたことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消された法人の役員であったことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) _____ 有(内容・該当者名: _____)・無

ように改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用3

V 「特定技能(1号)」

・ 「特定技能(2号)」 を次の

所属機関等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 有(内容:)・無	
(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	
(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入) 有・無	
(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)	
(27)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)	有・無
<input type="checkbox"/> ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること	
(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無 有(内容:)・無	
(29)労災保険加入等の措置の有無 有(内容:)・無	
(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無 有・無	
(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無 有・無	
(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し、必要な協力を行うこととしていることの有無 有・無	
<input type="checkbox"/> 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無 提出年月日・提出先名(年 月 日提出 市・区・町・村長)	有・無
<input type="checkbox"/> 当該外国人の居住地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無 提出年月日・提出先名(年 月 日提出 市・区・町・村長)	有・無
(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) (以下(34)から(43)は申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)	有・無
(34)支援責任者名 所属・役職	
講習修了年月日 年 月 日	
常勤の役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援責任者(過去3年以内に法務大臣が告示で定める講習を修了しているもの)を選任していることの有無 有・無	
(35)支援担当者名 所属・役職	
常勤の役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 有・無	
(36)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)	有・無
<input type="checkbox"/> ①過去2年間に於いて別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること	
<input type="checkbox"/> ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること	
<input type="checkbox"/> ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容:)	
(37)活動させる事業所の支援担当者の数及び適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数 支援担当者数 名 適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数 名	
支援担当者の数が支援の対象となる外国人の数を五十で除して得た数を超えていることの有無 有・無	
(38)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無 有・無	
(39)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	

ように改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用4 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)を次の

所属機関等作成用4 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(40) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であることの有無 有・無

(41) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無(内容) 有・無

(42) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無 有・無

(43) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)

(1) 在留資格認定証明書の交付申請前、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無 有・無

(2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無 有・無

(3) 出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無 有・無

(4) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無 有・無

(5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無 有・無

(6) 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 有・無

(7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無

(8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 有・無

(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無

(10) 外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 有・無

(11) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 有・無

(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 有・無

(13) 外国人が「特定技能2号」の在留資格への変更を希望する場合において、当該外国人が十分に理解することができる言語により技能及び日本語能力習得のための必要な支援を行うこととしていることの有無 有・無

(14) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 有・無

(15) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入) 有・無

(16) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無 有・無

(17) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に記入)

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 _____

(4) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(5) 代表者の氏名 _____

(6) 登録番号 _____ (7) 登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(8) 支援を行う事業所の名称 _____ (9) 所在地 _____

(10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____

(12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(月額/人) _____ 円

(14) 委託している業務の内容(一部の場合はその内容を記載) _____ 全部 一部(内容: _____)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用1 Y（「技能実習（1号）」・「技能実習（2号）」・「技能実習（3号）」を次のように改める。

所属機関等作成用1 W（「育成就労」）

1 育成就労外国人
(1)氏名 _____

2 育成就労計画
(1)認定番号 _____ (2)認定年月日 _____年 _____月 _____日
(3)育成就労の区分
 単独型育成就労 監理型育成就労

3 従事すべき業務の内容、育成就労の期間
(1)育成就労産業分野 _____ (2)業務区分 _____
(3)職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(4)育成就労の期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで
(5)一時帰国期間(※育成就労外国人が1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合に記入)
_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

4 育成就労実施者(勤務先)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)常勤職員数 _____名
(7)育成就労実施者届出受理番号 _____
(8)育成就労実施者届出受理年月日 _____年 _____月 _____日

5 監理支援機関(監理型育成就労の場合に記入)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)監理支援機関許可番号 _____
(7)監理支援機関許可年月日 _____年 _____月 _____日
(8)監理支援機関許可の有効期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
育成就労実施者又は監理支援機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、育成就労実施者又は監理支援機関が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用1 U(その他)を次のように改める。

所属機関等作成用1 U(その他)

1 契約、招へい又は同居する外国人の氏名 _____
(契約の場合は以下のいずれかの形態を選択)
 雇用 委任 請負 その他(_____)

2 申請人の活動内容
 外交、公用 3,4,5(1)～(5)及び「記名(署名)欄」を記入
 弁護士、公認会計士、その他法律・会計業務、医師、その他医療関係業務、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、
サマージョブ、国際文化交流、製造業外国従業員、家事支援者(国家戦略特区)、農業支援者(国家戦略特区)
. 3, 4, 5, 6, 7, 8及び「記名(署名)欄」を記入
 家事使用人 3, 4, 6, 7, 8, 9及び「記名(署名)欄」を記入
 扶養を受ける活動 10及び「記名(署名)欄」を記入
 日系四世 11又は12及び「記名(署名)欄」を記入

3 職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 活動内容詳細

5 勤務先、所属機関又は通学先
(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
(2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上高(直近年度) _____ 円

(8)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名

※(9)以下はインターンシップの場合に記載すること。
(9)常勤職員数 ※育成就労外国人、インターンシップ生を除く。 _____ 名

(10)育成就労外国人数 現在の在籍数 _____ 名 受入予定数 _____ 名

(11)インターンシップ生数 現在の在籍数 _____ 名 受入予定数 _____ 名 (今次申請分を含む。)

(12)職業紹介事業者(雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁) _____

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別記第七号の四様式を次のように改める。

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。	
<div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	
日 本 国 法 務 大 臣	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第二十九号の十五様式（第十九条の十九関係）

（日本産業規格A列4）

※ 登録番号	
※ 登録・更新年月日	

登録支援機関 登録申請書

登録支援機関 登録の更新申請書

年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿

申請者

- 1 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。
- 2 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

1 申請者に関する事項	(ふりがな) ① 氏名又は名称	
	② 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 — (電話 — —)
	(ふりがな) ③ 代表者の氏名	
2 支援業務実施体制に関する事項	① 支援業務開始予定年月日	年 月 日
	② 支援業務を行う事務所の所在地	〒 —
	③ 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	(ふりがな) (1) 支援責任者の氏名

別記第二十九号の十五様式を次のように改める。

	(2) 支援責任者及び支援担当者の人数	支援責任者 人 支援担当者 人 (うち支援責任者との兼務者 人)	
	(3) 登録支援機関としての支援業務の実績、支援業務に要する費用の額等の公表場所		
	(4) 対応可能言語	語	語
		語	語
		語	語
語		語	
語		語	
(5) 支援対象地域			
3 支援業務の内容及びその実施方法に関する事項	支援業務	内容及び実施方法	
	① 本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号イに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第2号及び同条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入) []	
	② 出入国しようとする港又は飛行場における送迎	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ロに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入) []	
	③ 適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ハに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入) []	
	④ 入国後 (在留資格変更許可後) の情報提供	(1) 本邦での生活一般に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(1)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入) []
(2) 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(2)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入) []	

<p>(3) 相談等の申出対応者及び相談をすべき国等の機関の連絡先</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(3)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>(4) 支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(4)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>(5) 防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(5)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>(6) 出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他支援対象外国人の法的保護に必要な事項</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(6)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>⑤ 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ホに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>⑥ 本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヘに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>⑦ 支援対象外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し相談の中出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか、当該外国人への助言等必要な措置</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号トに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>⑧ 支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号チに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
<p>⑨ 支援対象外国人が責めに帰すべき事由によらず特定技能雇用契約を解除される場合には、他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能1号」の活動を行うことができるようにするための支援</p>	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号リに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）

<p>⑩ 支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの関係行政機関への通報</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により面談を実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>
<p>⑪ 特定技能1号の在留資格をもって在留する者が特定技能2号の在留資格への変更を希望する場合、技能及び日本語能力の習得のために必要な支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ルに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）</p>

(注意)

- 1 登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方2の全文を抹消すること。
- 2 登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方1の全文を抹消すること。
- 3 上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）」をいう。
- 4 1①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。
- 5 2②及び③欄は、複数の事務所があるときには、事務所ごとに当該欄の記載事項を記載することとし、その際「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 6 2③(3)欄は、URLを記載し、2③(5)欄は、都道府県を記載すること。
- 7 3の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

在留資格変更許可申請書

法務大臣 殿

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____

4 性別 男・女 _____ 5 出生地 _____ 6 配偶者の有無 有・無 _____

7 職業 _____ 8 本国における居住地 _____

9 住居地 _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

10 旅券 (1)番号 _____ (2)有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

11 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____
在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

12 在留カード番号 _____

13 希望する在留資格 _____
在留期間 _____ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)

14 変更の理由 _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) _____
有(具体的内容 _____) ・ 無 _____

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者 _____
有(「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) ・ 無 _____



別記第三十号様式申請人等作成用1を次のように改める。

(英)

備考

申請人等作成用2から4、所属機関等作成用等1から4は、在留目的に従って、次の様式を使用してください。

在留目的	例	使用する申請書							
		申請人等作成用				所属機関等作成用等			
		1	2	3	4	1	2	3	4
1 短期滞在 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	親族訪問、短期雇用 大学教授	○	H	—	—	—	—	—	—
2 大学等における研究の指導又は教育等 中学校、高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師	○	I	I	—	I	—	—	—
3 収入を伴う芸術上の活動 収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	作曲家、写真家 茶道、柔道を修得しようとする者	○	J	J	—	J	—	—	—
4 外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	司教、宣教師 新聞記者、報道カメラマン	○	K	—	—	K	—	—	—
5 日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること 日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※) 日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等が必要とする業務に従事すること 日本にある事業所に期間を定めて転勤して技能等を修得するため講習を受け、及び技能等に係る業務に従事すること	外資系企業の研究者 外資系企業の駐在員 日系企業の海外事業所の従業員	○	L	—	—	L	—	—	—
6 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※) 事業の経営又は管理	企業の社長、取締役、部長	○	M	—	—	M	—	—	—
7 高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(2)に該当する場合を除く。(※) 契約に基づき収入を伴う研究を行う活動 高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5)に該当する場合を除く。(※) 自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること 介護又は介護の指導を行う業務に従事すること 熟練した技能を要する業務に従事すること 特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動 本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること	政府関係機関、企業の研究者 機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者 介護福祉士 外国料理の調理師、スポーツ指導者 指定された機関の研究者・情報処理技術者 高い日本語能力を持つ本邦大学卒業生	○	N	—	—	N	N	—	—
8 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること 特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	—	V	V	V	V
9 育成就労	育成就労外国人	○	W	—	—	W	—	—	—
10 旅行	観光、セアル	○	Q	Q	—	—	—	—	—
11 留学	留学生	○	P	P	—	P	P	—	—
12 研修	業務研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	○	Q	—	—	Q	Q	—	—
13 雇用・就職を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の休業を受けること 特定の研究活動等を行う者の休業を受けること EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の休業を受けること 本邦大学卒業生としての活動を行う者の休業を受けること		○	R	—	—	R	—	—	—
14 日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	—	—	—	—	—
15 上記以外の目的(1) 上記以外の目的(2)	外交、公用、看護士、公認会計士、医師、家事従事者、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師候補者・介護福祉士候補者、EPA就学介護福祉士候補者、日系四世 医療活動、起業活動	○	U	U	U	U	U	—	—

(※)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用して差し支えありません。

別記第三十号様式申請人等作成用2 L (「高度専門職(1号口)」・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)を次のように改める。

申請人等作成用2 L (「高度専門職(1号口)」・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」)

17 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____

19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)
 親会社 子会社 本部・本店
 支部・支店 その他(_____)

20 申請時における企業内転勤2号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)
 _____ 月

21 職 歴 (外国におけるものを含む。)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

別記第三十号様式申請人等作成用2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次のように改める。

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

17 特定技能所属機関
(1)氏名又は名称 _____
(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

18 技能水準
 分野別運用方針に定める評価方法による証明
 試験による証明
合格した試験名 _____ 受験地 _____
_____ 日本国内
_____ 日本国外(国名: _____)
_____ 日本国内
_____ 日本国外(国名: _____)
 その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力
 分野別運用方針に定める評価方法による証明
 試験による証明
合格した試験名 _____ 受験地 _____
_____ 日本国内
_____ 日本国外(国名: _____)
_____ 日本国内
_____ 日本国外(国名: _____)
 その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
 実習状況に関する書面による証明
(複数ある場合には(2)に記入)
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
職種 _____ 作業 _____
良好に修了したことの証明
 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
 実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
年 _____ 月 _____

に改める。

別記第三十号様式 申請人等作成用3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次のよう

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額(日本円に換算): 約 _____ 円)・無

24 国籍又は住居を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入)
 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入)
 有・無

26 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
 有・無

27 職歴 (外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

28 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

別記第三十号様式申請人等作成用2 Y（「技能実習（1号）」・「技能実習（2号）」・「技能実習

（3号）」を次のように改める。

申請人等作成用2 W（「育成就労」）

17 育成就労実施者（勤務先）
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ 電話番号 _____

18 監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ 電話番号 _____

19 職歴（外国におけるものを含む）

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

20 代理人（法定代理人による申請の場合に記入）
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等（親族等については、本人との関係） _____ 電話番号 _____

別記第三十号様式所属機関等作成用1 L (「高度専門職(1号口)」・「高度専門職(2号)」
 ・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)を次のように改める。

所属機関等作成用1 L(「高度専門職(1号口)」・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号

(1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
 雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)

(5)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地
 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名

(10)常勤の職員(外国にある事業所の常勤の職員及び「企業内転勤2号」の活動を行う者を除く。)の数 _____ 名
 (「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)

(11)「企業内転勤2号」の活動を行う者の数 _____ 名
 (「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)

4 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円 (年額 月額)

5 職務上の地位(役職名) あり(_____) なし 6 派遣・就労予定期間 _____

7 職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」・「報道」又は「高度専門職」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

8 活動内容詳細

9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名称 _____ (2)所在地 _____

10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)
 親会社 子会社 本部・本店 支店・支店 その他(_____)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関等作成用1 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」
・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」, (本邦
大学卒業者)) を次のように改める。

所属機関等作成用1 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」, (本邦大学卒業者))

1 契約又は招へいしている外国人の氏名	_____
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
3 所属機関等契約先	
(1)名称	_____
(2)法人番号(13桁)	□□□□□□□□□□□□□
(3)支店・事業所名	_____
(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	□□□□□□□□□□□
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
(6)所在地	_____
電話番号	_____
(7)資本金	_____ 円
(8)年間売上高(直近年度)	_____ 円
(9)従業員数	_____ 名
うち外国人職員数	_____ 名 (このうち育成就労外国人) _____ 名
4 就労予定期間 <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり (期間 _____ 年 _____ 月)	
5 雇用開始(入社)年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
(未定の場合は以下のいずれかを選択) <input type="checkbox"/> 今次申請の許可を受け次第 <input type="checkbox"/> 在籍する教育機関を卒業後、今次申請の許可を受け次第 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
6 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 円 (<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額)	_____
7 実務経験年数 _____ 年 8 職務上の地位(役職名) _____ <input type="checkbox"/> あり(_____) <input type="checkbox"/> なし	
9 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○「技術・人文知識・国際業務」, 「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合は、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
10 活動内容詳細	_____ _____ _____

うに改める。

別記第三十号様式所属機関等作成用2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次のよ

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(4)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名 (9)代表者の氏名 _____

(10)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 _____ 有・無
労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 _____ 有・無
労働保険番号 _____ (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 _____ 有(内容: _____)・無 _____

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 _____ 有(内容・理由: _____)・無 _____

(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 _____ 有(内容: _____)・無 _____

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消されたことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消された法人の役員であったことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) _____ 有(内容・該当者名: _____)・無 _____

うに改める。

別記第三十号様式所属機関等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)を次のよ

所属機関等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:)・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識し、特定技能雇用契約を締結していること
有(内容:)・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:)・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
有・無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無
有・無
(有の場合は該当するものを選択)

□ ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:)

□ ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:)

□ ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:)

□ ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:)・無

(29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容:)・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無
有・無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無
有・無

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し、必要な協力をすることとしていることの有無
有・無

○ 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
提出年月日・提出先名(年 月 日提出 市・区・町・村長) 有・無

○ 当該外国人の居住地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無
提出年月日・提出先名(年 月 日提出 市・区・町・村長) 有・無

(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

(以下(34)から(43)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)

(34)支援責任者名 所属・役職 _____
講習修了年月日 年 月 日 _____
常勤の役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援責任者(過去3年以内に法務大臣が告示で定める講習を修了しているもの)を選任していることの有無
有・無

(35)支援担当者名 所属・役職 _____
常勤の役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無
有・無

(36)次のいずれかに該当することの有無
有・無
(有の場合は該当するものを選択)

□ ①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

□ ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること

□ ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)

(37)活動させる事業所の支援担当者の数及び適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数
支援担当者数 名 適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数 名
支援担当者の数が支援の対象となる外国人の数を五十で除して得た数を超えていることの有無
有・無

(38)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
有・無

(39)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

うに改める。

別記第三十号様式所属機関等作成用 4 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次のよ

所属機関等作成用 4 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(40) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であることの有無	有・無
(41) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無 (内容:)	有・無
(42) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無	有・無
(43) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無

4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

(1) 在留資格変更申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

(2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無

(3) 出入国時に滞又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無

(4) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無

(5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無

(6) 在留資格変更後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

(7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無

(8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無

(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無

(10) 外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無

(11) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無

(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無

(13) 外国人が「特定技能2号」の在留資格への変更を希望する場合において、当該外国人が十分に理解することができる言語により技能及び日本語能力習得のための必要な支援を行うことの有無

(14) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無

(15) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)

(16) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無

(17) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)

5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に記入)

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 _____

(4) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(5) 代表者の氏名 _____

(6) 登録番号 _____ (7) 登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(8) 支援を行う事業所の名称 _____ (9) 所在地 _____

(10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____

(12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(月額/人) _____ 円

(14) 委託している業務の内容(一部の場合はその内容を記載) 全部 一部(内容: _____)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関等作成用1 Y (「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」を次のように改める。

所属機関等作成用1 W(「育成就労」)

1 育成就労外国人
(1)氏名 _____

2 育成就労計画
(1)認定番号 _____ (2)認定年月日 _____年 _____月 _____日
(3)育成就労の区分
 単独型育成就労 監理型育成就労
(4)優良要件の認定の有無
 有 無

3 従事すべき業務の内容、育成就労の期間及び一時帰国期間
(1)育成就労産業分野 _____ (2)業務区分 _____
(3)職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(4)育成就労の期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで
(5)一時帰国期間(※育成就労外国人が1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合に記入)
_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

4 育成就労実施者(勤務先)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)常勤職員数 _____名
(7)育成就労実施者届出受理番号 _____
(8)育成就労実施者届出受理年月日 _____年 _____月 _____日

5 監理支援機関(監理型育成就労の場合に記入)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)監理支援機関許可番号 _____
(7)監理支援機関許可年月日 _____年 _____月 _____日
(8)監理支援機関許可の有効期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
育成就労実施者又は監理支援機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、育成就労実施者又は監理支援機関が変更箇所を訂正すること。

在 留 期 間 更 新 許 可 申 請 書

法 務 大 臣 殿

写 真

出入国管理及び難民認定法第21条第2項の規定に基づき、次のとおり在留期間の更新を申請します。

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____

4 性別 男・女 _____ 5 配偶者の有無 有・無 _____

6 職業 _____ 7 本国における居住地 _____

8 居住地 _____

9 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

10 旅券 (1)番号 _____ (2)有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

11 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____
 在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

12 在留カード番号 _____

13 希望する在留期間 _____ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)

14 更新の理由 _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。)
 有(具体的内容 _____) ・ 無 _____

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者
 有(「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) ・ 無 _____

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

別記第三十号の二様式申請人等作成用1を次のように改める。

(裏)

備考

申請人等作成用2から4, 所屬機関等作成用等1から4は、在留目的に従って、次の様式を使用してください。

	在留目的	例	使用する申請書							
			申請人等作成用				所屬機関等作成用等			
			1	2	3	4	1	2	3	4
1	短期滞在 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	滞在期間、短期雇用 大学教授	○	H	—	—	—	—	—	—
2	大学等における研究の指導又は教育等		○	I	I	—	I	—	—	—
	中学校、高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師								
3	収入を伴う芸術上の活動 収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	作曲家、写真家 茶道、柔道を修得しようとする者	○	J	J	—	J	—	—	—
4	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教、宣教師	○	K	—	—	K	—	—	—
5	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン								
	日本にある事業所に期間を定めて転動して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者								
	日本にある事業所に期間を定めて転動して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員	○	L	—	—	L	—	—	—
	日本にある事業所に期間を定めて転動して専門的技術等を必要とする業務に従事すること	日系企業の海外事業所の従業員								
6	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長、取締役、部長	○	M	—	—	M	—	—	—
	事業の経営又は管理									
7	高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※)	政府関係機関、企業の研究者								
	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動									
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※)	機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者								
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること		○	N	—	—	N	N	—	—
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士								
8	特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	—	V	V	V	V
	特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること									
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師、スポーツ指導者								
	特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者								
9	育成就労	育成就労外国人	○	W	—	—	W	—	—	—
10	興行	歌手、モデル	○	O	O	—	O	—	—	—
11	勉学	留学生	○	P	P	—	P	P	—	—
12	研修	表参道研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	○	Q	—	—	Q	Q	Q	—
13	商用・就職を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の快受を受けること									
	特定の研究活動等を行う者の快受を受けること		○	R	—	—	R	—	—	—
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の快受を受けること									
14	日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	—	T	—	—	—
15	上記以外の目的(1)	外交、公用、弁護士、公認会計士、医師、家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師候補者・介護福祉士候補者、EPA就学介護福祉士候補者、日系四世	○	U	U	U	U	U	—	—
	上記以外の目的(2)	医療活動、娯楽活動	○	U	U	U	—	—	—	—

(※)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用しても、差し支えありません。

別記第三十号の二様式申請人等作成用2 L（「高度専門職（1号口）」・「報道」・「研究（転勤）」）を次のように改める。

申請人等作成用2 L（「高度専門職（1号口）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤（1号）」・「企業内転勤（2号）」）

17 勤務先又は活動先

(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名称 _____
 (2)所在地 _____

19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係（派遣元から見て）

親会社 子会社 本部・本店
 支部・支店 その他（ _____ ）

20 申請時における企業内転勤2号での通算在留期間（過去の在留歴を含む。「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入）

_____ 月

21 職 歴 （外国におけるものを含む。）

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

22 代理人（法定代理人による申請の場合に記入）

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等（親族等については、本人との関係） _____ 電話番号 _____

ように改める。

別記第三十号の二様式申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)を次の

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

17	特定技能所属機関 (1)氏名又は名称 (2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____
18	技能水準 <input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明 <input type="checkbox"/> 試験による証明 合格した試験名 _____ 受験地 <input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____) <input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____) <input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明 _____ <input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了
19	日本語能力 <input type="checkbox"/> 分野別運用方針に定める評価方法による証明 <input type="checkbox"/> 試験による証明 合格した試験名 _____ 受験地 <input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____) <input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> 日本国外(国名: _____) <input type="checkbox"/> その他の評価方法による証明 _____ <input type="checkbox"/> 技能実習2号を良好に修了
20	良好に修了した技能実習2号(上記18、19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入) (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種 _____ 作業 _____ 良好に修了したことの証明 <input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 <input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明 (複数ある場合には(2)に記入) (2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種 _____ 作業 _____ 良好に修了したことの証明 <input type="checkbox"/> 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 <input type="checkbox"/> 実習状況に関する書面による証明
21	申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) 年 _____ 月 _____

ように改める。

別記第三十号の二様式申請人等作成用3 V（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）を次の

申請人等作成用3 V（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有（徴収又は管理機関名： _____ 徴収金額又は管理財産： _____）・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の支払がある場合に記入）
 有（外国の機関名： _____ 支払額（日本円に換算）： 約 _____ 円）・無

24 国籍又は住居を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無（当該手続が定められている場合に記入）
 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の負担がある場合に記入）
 有・無

26 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
 有・無

27 職 歴 （外国におけるものを含む）

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

28 代理人（法定代理人による申請の場合に記入）

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等（親族等については、本人との関係） _____ 電話番号 _____

別記第三十号の二様式申請人等作成用2 Y（「技能実習（1号）」・「技能実習（2号）」・「技能実習（3号）」を次のように改める。

申請人等作成用2 W（「育成就労」）

17 育成就労実施者（勤務先）					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
18 監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
19 職 歴 （外国におけるものを含む）					
入社		退社		勤務先名称	勤務先名称
年	月	年	月		
20 代理人（法定代理人による申請の場合に記入）					
(1)氏 名 _____			(2)本人との関係 _____		
(3)住 所 _____					
電話番号 _____			携帯電話番号 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 _____ 年 月 日					
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏 名 _____			(2)住 所 _____		
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係） _____			電話番号 _____		

別記第三十号の二様式所属機関等作成用1 N（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」（本邦大学卒業者）」を次のように改める。

所属機関等作成用1 N（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」（本邦大学卒業者）」

1 契約又は招へいしている外国人の氏名 _____

2 契約の形態
 雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)支店・事業所名 _____

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(5)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名
 うち外国人職員数 _____ 名 (このうち育成就労外国人) _____ 名

4 就労予定期間
 定めなし 定めあり (期間 _____ 年 _____ 月)

5 雇用開始(入社)年月日 _____ (未定の場合は以下のいずれかを選択)
 今次申請の許可を受け次第
 在籍する教育機関を卒業後、今次申請の許可を受け次第
 その他(_____)

6 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 円 (年額 月額) _____

7 実務経験年数 _____ 年 8 職務上の地位(役職名) _____
 あり(_____) なし

9 職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 「技術・人文知識・国際業務」、「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

10 活動内容詳細

--

のように改める。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) を次

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があつてを行ない、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(4)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名

(9)代表者の氏名 _____

(10)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 _____ 有・無
労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 _____ 有・無
労働保険番号 _____ (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 _____)・無
有(内容: _____)

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 _____)・無
有(内容・理由: _____)

(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 _____)・無
有(内容: _____)

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消されたことの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消された法人の役員であったことの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) _____)・無
有(内容・該当者名: _____)

のように改める。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用3 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」を次

所属機関等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 有(内容:)・無	
(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	
(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 有(内容:)・無	
(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) 有・無	
(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)	
(27)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)	有・無
<input type="checkbox"/> ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)	
<input type="checkbox"/> ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること	
(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無 有(内容:)・無	
(29)労災保険加入等の措置の有無 有(内容:)・無	
(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無 有・無	
(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無 有・無	
(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体からの共生社会関係構築策に対する協力要請に対し、必要な協力を行うこととしていることの有無 有・無	
<input type="checkbox"/> 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無 提出年月日・提出先名(年 月 日提出 市・区・町・村長)	有・無
<input type="checkbox"/> 当該外国人の居住地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無 提出年月日・提出先名(年 月 日提出 市・区・町・村長)	有・無
(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無	
(以下(34)から(43)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)	
(34)支援責任者名 _____ 所属・役職 _____ 講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 常勤の役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援責任者(過去3年以内に法務大臣が告示で定める講習を修了しているもの)を選任していることの有無 有・無	
(35)支援担当者名 _____ 所属・役職 _____ 常勤の役員又は職員の中から、活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 有・無	
(36)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)	有・無
<input type="checkbox"/> ①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること	
<input type="checkbox"/> ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること	
<input type="checkbox"/> ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容:)	
(37)活動させる事業所の支援担当者の数及び適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数 支援担当者数 _____ 名 適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数 _____ 名 支援担当者の数が支援の対象となる外国人の数を五十で除して得た数を超えていることの有無 有・無	
(38)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無 有・無	
(39)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	

のように改める。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用4 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)を次

所属機関等作成用4 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(40) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であることの有無	
(41) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無 (内容:)・無	有・無
(42) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無	有・無
(43) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)	
(1) 出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無	有・無
(2) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(3) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(4) 在留期間更新後に、本部での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無	有・無
(5) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無	有・無
(6) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無	有・無
(7) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無	有・無
(8) 外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(9) 外国人が、その責めに備すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無	有・無
(10) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無	有・無
(11) 外国人が「特定技能2号」の在留資格への変更を希望する場合において、当該外国人が十分に理解することができる言語により技能及び日本語能力習得のための必要な支援を行うことの有無	有・無
(12) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無	有・無
(13) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)	有・無
(14) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無	有・無
(15) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に記入)	
(1) 氏名又は名称	(2) 法人番号(13桁)
(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略	電話番号
(4) 住所(所在地)	
(5) 代表者の氏名	
(6) 登録番号	(7) 登録年月日
(8) 支援を行う事業所の名称	(9) 所在地
(10) 支援責任者名	(11) 支援担当者名
(12) 対応可能言語	(13) 支援委託手数料(月額/人) 円
(14) 委託している業務の内容(一部の場合はその内容を記載)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部(内容:)
以上の記載内容は事実と相違ありません。 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日	
年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。	

別記第三十号の二様式所属機関等作成用1 Y (「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)を次のように改める。

所属機関等作成用1 W (「育成就労」)

1 育成就労外国人
(1)氏名 _____

2 育成就労計画
(1)認定番号 _____ (2)認定年月日 _____年 _____月 _____日
(3)育成就労の区分
 単独型育成就労 監理型育成就労
(4)優良要件の認定の有無
 有 無

3 従事すべき業務の内容、育成就労の期間及び一時帰国期間
(1)育成就労産業分野 _____ (2)業務区分 _____
(3)職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(4)育成就労の期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで
(5)一時帰国期間(※育成就労外国人が1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合に記入)
毎年 _____月 _____日から 毎年 _____月 _____日まで

4 育成就労実施者(勤務先)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)常勤職員数 _____名
(7)育成就労実施者届出受理番号 _____
(8)育成就労実施者届出受理年月日 _____年 _____月 _____日

5 監理支援機関(監理型育成就労の場合に記入)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)監理支援機関許可番号 _____
(7)監理支援機関許可年月日 _____年 _____月 _____日
(8)監理支援機関許可の有効期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
育成就労実施者又は監理支援機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、育成就労実施者又は監理支援機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十一号様式を次のように改める。

別記第三十一号様式（第二十条、第二十五条の十五関係）

在留資格変更許可 CHANGE PERMIT	
在留期限 Until	-----
在留資格 Status	在留期間 Period
-----	-----
許可番号	許可年月日
-----	-----
※	

- (注) 1 帯には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
2 縦16ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十一号の二様式を次のように改める。

別記第三十一号の二様式（第二十条、第二十五条の十五関係）

在留資格変更許可 CHANGE PERMIT	
在留資格 Status:	
在留期間 Period:	
在留期限 Until:	
許可番号	
許可年月日	
※	

(注)

- 1 空には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
- 2 縦22ミリメートル、横20ミリメートルとする。
- 3 証明の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十一号の三様式を次のように改める。

別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。</p>	
<input type="text"/>	
日 本 国 法 務 大 臣	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十一号の四様式を次のように改める。

別記第三十二号様式（第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）

在 留 資 格 証 明 書

1 氏 名 _____ 男
女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

日 本 国 法 務 省

(1)

官 用 欄

(2)

別記第三十二号様式を次のように改める。

官用欄
(3)

官用欄
注 意
1 本証明書は、在留資格関係申請をする場合に提示して下さい。
2 本証明書は、旅券に代わる証明書ではありません。
(4)

番 号

年 月 日

日本国政府法務省

在 留 資 格 変 更 通 知 書

殿

出入国管理及び難民認定法第22条の6第1項の規定に基づき、あなたの在留資格を変更したので通知します。

- 1 氏 名 _____ 男
女
- 2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 国 籍 ・ 地 域 _____
- 4 住 居 地 _____
- 5 変 更 後 の 在 留 資 格 _____
- 6 変 更 後 の 在 留 期 間 _____
- 7 職権による在留資格の変更
をする理由 _____

※

- (注) 1 ※には在留資格を変更することを通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十八様式を次のように改める。

(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正)

第二条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
活動	基準	活動	基準
[略]		[同上]	

<p>法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄</p>	<p>申請人が次のいずれにも該当して いること。</p> <p>一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって外国に当該事業所のある公私の機関の</p>
-----------------------------	---

<p>法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれにも該当して いること。</p> <p>一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場</p>
-----------------------------------	---

	法別表第 一の二の 一の二の 表の企業 内転勤の 項の下欄 第二号に
本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間が継続して一年以上あること。	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において技能、技術又は知識を修得することができる業務に

	「項を加える。」
合には、当該期間を合算した期間が継続して一年以上あること。	二 「同上」

掲げる活

動

従事している場合で、その期間

(企業内転勤の在留資格(法別

表第一の二の表の企業内転勤の

項の下欄第二号に係るものに限

る。以下この項において同じ。

)をもつて外国に当該事業所の

ある公私の機関の本邦にある事

業所において業務に従事してい

た期間がある場合には、当該期

間を合算した期間)が継続して

一年以上あること。

二 日本人が従事する場合に受け

る報酬と同等額以上の報酬を受

<p>る活動 欄に掲げ の項の下 表の介護 一の二の 法別表第</p>	
<p>申請人が日本人が従事する場合に 受ける報酬と同等額以上の報酬を 受けること。 「号を削る。」</p>	<p>けること。 三 企業内転勤の在留資格をもつ て本邦に在留したことがある者 にあつては、当該在留資格をも つて本邦に在留した期間が通算 して一年に達していないこと。</p>

<p>る活動 欄に掲げ の項の下 表の介護 一の二の 法別表第</p>	
<p>申請人が次のいずれにも該当して いること。 一 申請人が社会福祉士及び介護 福祉士法（昭和六十二年法律第 三十号）第四十条第二項第五号</p>	

「号を削る。」

又は社会福祉士及び介護福祉士
法施行規則（昭和六十二年厚生
省令第四十九号）第二十一条第
三号に該当する場合で、法別表
第一の二の表の技能実習の項の
下欄に掲げる活動に従事してい
たときは、当該活動により本邦
において修得、習熟又は熟達し
た技能等の本国への移転に努め
るものと認められること。

二 日本人が従事する場合に受け
る報酬と同等額以上の報酬を受
けること。

<p>「略」</p>	<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動</p> <p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当しているこ</p>
------------	--

<p>「同上」</p>	<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動</p> <p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当しているこ</p>
-------------	--

と。

一 申請人が次のいずれにも該当
していること。

と。

一 申請人が次のいずれにも該当
していること。ただし、申請人
が外国人の技能実習の適正な実
施及び技能実習生の保護に関す
る法律（平成二十八年法律第八
十九号）第二条第二項第二号に
規定する第二号企業単独型技能
実習又は同条第四項第二号に規
定する第二号団体監理型技能実
習のいずれかを良好に修了して
いる者であり、かつ、当該修了
している技能実習において修得

<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第</p>	<p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関が同条第三項（第二号を</p>	<p>「イ」へ 略」 「二」六 略」</p>
-----------------------------	---	----------------------------

<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第</p>	<p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の私の機関が同条第三項（第二号を</p>	<p>した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。 「イ」へ 同上」 「二」六 同上」</p>
-----------------------------	---	---

二号に掲げる活動

除く。) 及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。

「イハ 略」

二 自立して生活に必要な日本語を理解し、使用することができ、かつ、従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二号に掲げる活動

除く。) 及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。

「イハ 同上」

「号の細分を加える。」

<p>法別表第一の二の</p>	
<p>一 本邦において行おうとする活動に係る育成就労計画（外国人</p>	<p>六 「略」</p> <p>ホ 「略」</p> <p>「二〇五 略」</p> <p>「号を削る。」</p>

<p>法別表第一の二の</p>	
<p>本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（外国人の技能</p>	<p>七 「同上」</p> <p>六 技能実習の在留資格をもつて本邦に在留していたことがある者にあつては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「二〇五 同上」</p>

<p>〔略〕</p>	<p>表の育成 就労の項 の下欄に 掲げる活 動</p>
	<p>の育成就労の適正な実施及び育 成就労外国人の保護に関する法 律（平成二十八年法律第八十九 号）第八条第一項に規定する育 成就労計画をいう。）について 、同項、第八条の五第一項又は 第八条の六第一項の認定がされ ていること。 二 申請人の素行が善良であるこ と。</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>表の技能 実習の項 の下欄に 掲げる活 動</p>
	<p>実習の適正な実施及び技能実習生 の保護に関する法律第八条第一項 に規定する技能実習計画をいう。 ）について、同項の認定がされて いること。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部改正)

第三条 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(平成二十六年法務省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定</p>	<p>第一条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定</p>

を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点に

を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点に

おける当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準)に应じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

特別加算	[略]	項目
		基準
点数		
[略]		

おける当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準)に应じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

特別加算	[同上]	項目
		基準
点数		
[同上]		

ハ 法第七条の二第一項
「略」

、第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項の規定による裁決又は法第二十二条の六第一項若しくは第六十一条

ハ 法第七条の二第一項
「同上」

、第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許

の二の五第一項の規定
による許可若しくは第
五十条第一項の規定に
よる許可（職権により
するものに限る。）の
日（以下「申請等の日
」という。）の属する
事業年度の前事業年度
（申請等の日が前事業
年度経過後二月以内で
ある場合は、前々事業
年度。以下同じ。）に
おいて契約機関（中小

可の日（以下「申請等
の日」という。）の属
する事業年度の前事業
年度（申請等の日が前
事業年度経過後二月以
内である場合は、前々
事業年度。以下同じ。
）において契約機関（
中小企業者に限る。）
に係る試験研究費等比
率（一事業年度におけ
る試験研究費及び開発
費（法人税法施行令（

企業者に限る。)に係る試験研究費等比率(一事業年度における試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は

昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十一条に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。

〔同上〕

した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。

<p>2 「一・三略」</p>	<p>2 「一・三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部改正)

第四条 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令

第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>「一〜三 略」</p> <p>四 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 「略」</p>	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第二条 法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>四 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 「同上」</p>

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

〔(1)～(14) 略〕

(15) 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第百八条、第百九条、第百十条 第一項、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第三号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

〔(1)～(14) 同上〕

(15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から

の規定並びにこれらの規定に係る同法第百
十三条の規定

(16) 「略」

「ハ〜ヘ 略」

ト 育成成就労法第十六条第一項の規定により育
成就労認定を取り消され、当該取消しの日か
ら起算して五年を経過しない者

チ 育成成就労法第十六条第一項の規定により育
成就労認定を取り消された者が法人である場
合（同項第三号の規定により育成成就労認定を
取り消された場合については、当該法人が口
又は二に規定する者に該当することとなった

第十一号までに係る部分に限る。）の規定
並びにこれらの規定に係る同法第百十三條
の規定

(16) 「同上」

「ハ〜ヘ 同上」

ト 技能実習法第十六条第一項の規定により実
習認定を取り消され、当該取消しの日から起
算して五年を経過しない者

チ 技能実習法第十六条第一項の規定により実
習認定を取り消された者が法人である場合（
同項第三号の規定により実習認定を取り消さ
れた場合については、当該法人が口又は二に
規定する者に該当することとなったことによ

ことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

〔リ〕ワ 略〕

〔五〕十三 略〕

る場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

〔リ〕ワ 同上〕

〔五〕十三 同上〕

2

法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績があり、かつ、常勤の役員又は職員の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援責任者（適合一号特

2

法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特

定技能外国人支援計画の実施に関する責任者であつて、過去三年以内に入出国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十一第一項第二号に規定する講習を修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているものをいう。以下同じ。）及び一名以上の支援担当者（適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者をいう。以下同じ。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

(1) 一号特定技能外国人支援計画の作成に関すること。

定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができない。以下同じ。）。

「加える。」

(2) 支援担当者その他の支援業務に
関与する
職員の管理に関する
こと。

「加える。」

(3) 適合一号特定技能外国人
支援計画に基づ
く支援の実施状況の
確認に関する
こと。

「加える。」

(4) 法令の規定により特定技能
所属機関が履
行しなければならない
又は履行すべき
出入
国在留管理庁長官に
対する届出、報告
その他の
手続に関する
こと。

「加える。」

(5) 国又は地方公共団体の
機関であつて特定
技能の在留資格に係
る制度に関する
事務を
所掌するもの
その他関係機関
との連絡調整
に関する
こと。

「加える。」

(6) その他適合一号特定技能
外国人支援計画

「加える。」

に基づく支援に必要な一切の事項に関する
こと。

ロ 常勤の役員又は職員であつて過去二年間に
法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上
欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者
の生活相談業務に従事した経験を有するもの
の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づ
く活動をさせる事業所ごとに、一名以上の支
援責任者及び一名以上の支援担当者を選任し
ていること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これ
らの者と同程度に支援業務を適正に実施する
ことができる者として認められたもので、常勤の

ロ 役員又は職員であつて過去二年間に法別表
第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在
留資格をもつて在留する中長期在留者の生活
相談業務に従事した経験を有するものの中か
ら、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契
約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以
上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これ
らの者と同程度に支援業務を適正に実施する
ことができる者として認められたもので、役員又

役員又は職員の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに、一名以上の支援責任者及び一名以上の支援担当者を選任していること。

二 外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに選任している支援担当者の数が、支援担当者において適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する外国人の数を五十で除して得た数を超えていること。

三 八 「略」

(一号特定技能外国人支援計画の内容等)

第三条 法第二条の五第六項の一号特定技能外国人

は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援担当者を選任していること。

「号を加える。」

二 七 「同上」

(一号特定技能外国人支援計画の内容等)

第三条 法第二条の五第六項の一号特定技能外国人

支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

「イヌ又 略」

ル 当該外国人が法別表第一の二の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄第二号に係るものに限る。）の在留資格への変更を希望する場合においては、技能及び日本語能力の修得のために必要な支援を行うこと。

- 二 適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登

支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

「イヌ又 同上」

「号の細分を加える。」

- 二 適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機

録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契

約の内容

〔号を削る。〕

三・四 〔略〕

2 〔略〕

(一号特定技能外国人支援計画の基準)

第四条 法第二条の五第八項の法務省令で定める基

準は、次のとおりとする。

- 一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対す

関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

三 一号特定技能外国人支援の実施を契約により

他の者に委託する場合にあつては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

四・五 〔同上〕

2 〔同上〕

(一号特定技能外国人支援計画の基準)

第四条 法第二条の五第八項の法務省令で定める基

準は、次のとおりとする。

- 一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対す

る職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであつて、かつ、特定技能所属機関（契約により登録支援機関に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた登録支援機関において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

二 「略」

三 前条第一項第一号イ、ニ、ト、又（外国人と

る職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであつて、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。

二 「同上」

三 前条第一項第一号イ、ニ、ト及び又（外国人

の定期的な面談の実施の場合に限る。) 及びル
に掲げる支援が、外国人が十分に理解すること
ができる言語により実施されることとされてい
ること。

四 一号特定技能外国人支援の一部の実施を契約
により登録支援機関に委託する場合にあつては
、その委託の範囲が明示されていること。

五 一号特定技能外国人支援のうち前条第一項第
一号又に掲げる事項に係るものの実施を契約に
より登録支援機関に委託する場合にあつては、
当該登録支援機関に適合一号特定技能外国人支
援計画の全部の実施を委託していること。

六 「略」

との定期的な面談の実施の場合に限る。) に掲
げる支援が、外国人が十分に理解することがで
きる言語により実施されることとされているこ
と。

四 一号特定技能外国人支援の一部の実施を契約
により他の者に委託する場合にあつては、その
委託の範囲が明示されていること。

「号を加える。」

五 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法附則第三条に規定する申請をする場合における申請書の様式は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）別記第六号の三様式の例によるものとする。

2 前項の申請をする場合における出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二の規定により提出すべき資料については、新規則別表第三の例によるものとする。

第三条 新規則第十九条の二十一第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「過去三年以内に適合
一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者に対する講習として法務大臣が告示で定めるものを修
了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とあるのは、「次に掲げる事項を統括管理
することとされているもの」とする。

第四条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた出入国管理及び難民認定法（昭和二十
六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請（入
管法第十九条の二十三第二項の登録の更新の申請にあつては、令和九年七月三十一日までに登録の期間が
満了するものに限る。）については、なお従前の例による。

2 施行日前に受けた入管法第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請又は前項の規定によりなお従
前の例によることとされた入管法第十九の二十四第一項の規定による登録の申請に係る入管法第十九条の
二十三第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）については、当該登録の期間の満了の日までは
、なお従前の例による。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴

う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「申請人が次のいずれにも該当していること。」とあるのは、「申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。」とする。

第六条 施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書（同項に規定する在留資格認定証

明書をいう。以下同じ。）の交付の申請に係る入管法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

2 施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとして入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六条第二項の規定による上陸の申請に係る入管法第七条第一項第二号の基準については、施行日（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあつては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（第四条の規定による特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）技能実習法第十六条第一項の規定に

より実習認定（技能実習法第二条第七項に規定する実習認定をいう。以下この項において同じ。）を取り消された者は、第四条の規定による改正後の特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「新特定技能基準省令」という。）第二条第一項第四号（ト及びチに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該実習認定を取り消された日において、改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）第十六条第一項の規定により育成就労認定（育成就労法第十一条第一項に規定する育成就労認定をいう。）を取り消されたものとみなす。

第八条 新特定技能基準省令第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「過去三年以内に入出国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十一第一項第二号に規定する講習を修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とあるのは、「次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とする。

第九条 施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請に係る入管法第二条

の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

2 施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとして入管法第七條の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七條の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六條第二項の規定による上陸の申請に係る入管法第二條の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、施行日（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七條の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあつては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3 施行日前にされた次に掲げる申請に係る入管法第二條の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

一 在留資格を有する外国人からされた入管法第二條第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特

定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下同じ。）への変更の申請であつて、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をすることがどうかの処分がされていないもの

二 入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をすることがどうかの処分がされていないもの

4 この省令の施行の際現に入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する者並びに前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて在留する者の本邦の公私の機関との雇用に関する契約に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

第十条 施行日前にされた次に掲げる申請に係る一号特定技能外国人支援計画は、当該一号特定技能外国人支援計画に係る外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日（当該外国人が施行日後にされた入管

法第二十一条第二項の規定による申請に対する在留期間の更新の許可を受けた場合にあつては、当該許可の日)までは、新特定技能基準省令第三条第一項第一号ルに掲げる事項が記載された一号特定技能外国人支援計画とみなす。

一 入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請

二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請

三 入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請

(様式に関する経過措置)

第十一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 改正法附則第八条第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされた在留資格認定証

明書の交付の申請又は同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格の変更若しくは在留期間の更新の申請に係る様式については、新規則別記第六号の三様式、別記第三十号様式及び別記第三十号の二様式にかかわらず、なお従前の例による。